

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除 を踏まえた各種健診等における対応について

[令和2年5月26日付け健健発0526第2号他通達](#)により、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について示されました。

労働安全衛生法に基づく健康診断についての対応は次のとおりです。

なお、特殊健康診断の「健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合」について、通常、健康診断を実施している機関で予約が取れない場合であっても、他の機関で予約可能な場合は、これに該当しないことに留意する必要があります。

4. 安衛法等に基づく健康診断の実施について

- (1)安衛法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施することが求められるものであるが、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。

- (2)安衛法第66条第2項及び第3項並びにじん肺法(昭和35年法律第30号)を根拠とする健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、引き続き、令和2年6月末までに実施することが求められるものについては、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

健康診断の実施時期を延期したものについては、できるだけ早期に実施することとし、

令和2年10月末までの実施を原則とすること。

なお、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず10月末までの実施が困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、それに基づき実施する必要があること。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることについて、併せて周知すること。